

あなたも知っておきましょう

相談：シックハウス症候群について教えてください

おこたえ

シックハウス症候群とは、住宅の新築や改築時に使われる建材等に含まれる揮発性化学物質が室内に発散し、それを吸い込んだり、皮膚に触れたりすることによって引き起こされる健康障害のことをいいます。具体的な症状としては目がチカチカする、頭痛、のどの痛み、めまい、鼻炎、皮膚炎、嘔吐、呼吸器障害などがあげられます。わが国では10年ほど前から注目されてきましたが、最近特に関心が高まってきています。これは住宅の高気密化、高断熱仕様などのために新建材の普及が進んでいることが原因と考えられます。

シックハウス症候群の原因物質の一つであるホルムアルデヒドは、合板を始めとする新建材に大量に使われている合成接着剤の原料であり、長期間にわたって室内に発散されます。また、アトピー性皮膚炎の原因物質の一つでもあります。

国はこれらの対策として、住環境における指針値を定めたり、合板等について日本農林規格（JAS）で定めたりしてきましたが、今年、建築基準法を改正し、物質（ホルムアルデヒド、クロルピリホス）について次のように規制を強化しました。

*ホルムアルデヒドは天然の木材にも含まれている成分であり、100%排除することはできません。そこで今回の改正では、内装仕上げに使用され、ホルムアルデヒドを発散する建材の面積制限を行うとともに、その建材を使用しない場合でも、後から持ち込まれる家具等からの発散が考えられるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置が義務づけられました。

*居室を有する建築物にはクロルピリホスを添加した建材の使用が禁止されました。

家庭での予防策について

*窓を開け換気を十分に行うことが最も効果があります。部屋を閉め切って暖房しますと汚染濃度が高まりますので、寒い季節は注意しましょう。

*空気清浄機については、室内汚染濃度を下げるという意味では効果がありますので、窓を開けられない場所や時間帯に利用すると良いでしょう。

消費者コーナーニュース No.91

(平成15年12月)

編集・発行 京都市衛生公害研究所

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地の2
(西大路松原東へ200m南側) TEL(075)312-4942
FAX(075)311-3232

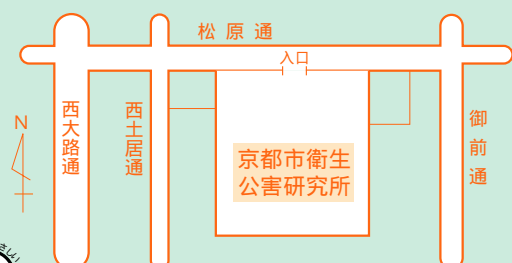
京都市印刷物 第15417号

京都市衛生公害研究所ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/hokenfukushi/eikouken/>



古紙100%の再生紙を使用しています。

附近案内図



人権を 考えることから始まる すみよい社会